

令和3年9月1日
地域行政部
地域行政課

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

1 主旨

公共施設整備方針に基づき、松原複合施設に移転する松原まちづくりセンターについて、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例を令和3年第3回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

松原まちづくりセンターの位置を、「東京都世田谷区松原二丁目17番36号」から「東京都世田谷区松原五丁目43番28号」に変更する。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行予定日

令和4年1月を予定し、規則で定める日から条例を施行する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○世田谷区出張所設置条例 昭和40年3月25日条例第2号 別表第2（第2条関係）			○世田谷区出張所設置条例 昭和40年3月25日条例第2号 別表第2（第2条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
【省略】			【省略】		
世田谷区新代田まちづくりセンター	東京都世田谷区羽根木一丁目6番14号	代田四丁目 代田五丁目 代田六丁目 羽根木一丁目 羽根木二丁目 大原一丁目 大原二丁目	世田谷区新代田まちづくりセンター	東京都世田谷区羽根木一丁目6番14号	代田四丁目 代田五丁目 代田六丁目 羽根木一丁目 羽根木二丁目 大原一丁目 大原二丁目
世田谷区北沢まちづくりセンター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	北沢一丁目 北沢二丁目 北沢三丁目 北沢四丁目 北沢五丁目	世田谷区北沢まちづくりセンター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	北沢一丁目 北沢二丁目 北沢三丁目 北沢四丁目 北沢五丁目
世田谷区松原まちづくりセンター	<u>東京都世田谷区松原五丁目43番28号</u>	松原一丁目 松原二丁目 松原三丁目 松原四丁目 松原五丁目 松原六丁目	世田谷区松原まちづくりセンター	<u>東京都世田谷区松原二丁目17番36号</u>	松原一丁目 松原二丁目 松原三丁目 松原四丁目 松原五丁目 松原六丁目
世田谷区松沢まちづくりセンター	東京都世田谷区赤堤五丁目31番5号	赤堤一丁目 赤堤二丁目 赤堤三丁目 赤堤四丁目 赤堤五丁目 桜上水一丁目 桜上水二丁目 桜上水三丁目 桜上水四丁目 桜上水五丁目	世田谷区松沢まちづくりセンター	東京都世田谷区赤堤五丁目31番5号	赤堤一丁目 赤堤二丁目 赤堤三丁目 赤堤四丁目 赤堤五丁目 桜上水一丁目 桜上水二丁目 桜上水三丁目 桜上水四丁目 桜上水五丁目
【省略】			【省略】		
<p><u>附 則</u> この条例は、規則で定める日から施行する。</p>					